

## 自主シンポジウム 15

### 学校コミュニティにおける正義と配慮の調和を目指して

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 企画者   | 戸田 有一（鳥取大学）          |
|       | 大西 文行（横浜市立大学）        |
| 司会者   | 戸田 有一（鳥取大学）          |
| 話題提供者 | 河田 史宝（金沢大学教育学部附属中学校） |
|       | 中田 康彦（一橋大学）          |
|       | 荒木 寿友（京都大学大学院教育学研究科） |
| 指定討論者 | 伊藤美奈子（お茶の水女子大学）      |
|       | 大西 文行（横浜市立大学）        |

いじめ・不登校・非行などの、学校における教育臨床的諸問題への対策として、さまざまな取組みが行われているが、そこには基本的に「正義」をいかに保つか、あるいは「配慮」をいかに行うか、という問い合わせるように思える。

本シンポジウムでは、まずは、その「正義」を支える取組みとしての「ティーンコート（非行性が深化していない早期の段階で仲間の影響力によって更正させるための、陪審制度の一種としての、少年が少年を立ち直らせる裁判」及び、「配慮」を相互に行うための「ピア・サポート（支援を受ける側と、年齢や社会的な条件が似通っている者による、社会的支援）」について、それぞれの基本的な考え方を提示していただく。

そして、これらの同輩の影響力に着目した取組みを、調和的に包括すべき学校というコミュニティについて、コミュニティ構築のための実践的視点から語っていただき、指定討論者によるコメントをいただいて、議論を深めたい。

#### 同輩によるこころの支え—ピア・サポート—

河田 史宝

学校における相談活動には様々な形があるが、その担い手についてみると、大きく分けて2つある。1つは、教師やカウンセラーによるものであり、もう1つは、生徒同士で行うものである。

本校では、1994年に保健委員の男子が、「僕たちにも、（相談活動が）できないだろうか」と発案したことがきっかけになって、生徒同士の相談活動である、ピア・サポートが開始された。

まずは、「心の相談室」という名称で、面談によるピア・サポートが始まった。その後、匿名による相談にも応じられるように、『心の相談箱』紙上での支え合いや意見交換も行っている。生徒か

ら寄せられた「いじめ」の相談を全クラスで話し合う企画を作り、紙上でその話し合いの様子を紹介することもあった。

これらの活動が生徒たちにとってどのような意味をもっているのかを知るために、自由記述によるアンケートを実施した。「人にはいろいろな悩みがある」と、悩みの多様性の理解に結びついたり、また、「人の悩みのアドバイスが自分の悩み解決につながった」という記述もあった。「相談した人だけでなく、配られたプリントを読んだ人の心が軽くなる。同じ悩みを持った人の参考になる」、「年齢も近いので同じ目線で考え悩みのことをわかつてあげられる」という回答も寄せられた。

また、保健委員自身は「生徒の悩みを生徒同士で解決できる」と捉えており、「自分と同じ悩みを抱えている人がいて、自分を見つめなおせた」、「人の身になって考えることは難しいけど、自分の勉強になった」と受けとめていた。もちろん、「生徒の考えはプロではないのであまりあてにならない。先生の方がよい」等の意見もあり、教師やスクールカウンセラーに相談したいという生徒もいることがわかる。

生徒も教師も、概して、生徒同士の相談活動を肯定的に受けとめている。このように子どもたちがお互いに悩みを相談し合うことで、相談する側もされる側も成長するのかもしれない。

これらの意見をふまえ、複数の学校で新たにピア・サポートを導入した。それらの実践においても経験からの知見が蓄積されている。

今後、生徒の自主性を尊重し、充分な配慮を行なながらピア・サポートを学校現場に導入することによって、いじめ対策にとどまらない、さまざまな効果が現れることが期待される。

## 同世代による正義の決定とコミュニティの形成 —アメリカのティーンコートを素材に—

中田 康彦

ティーンコートはアメリカ合衆国で形成されつつある、非行少年への対応策の一つである。このシステムの特徴は非行少年の処遇の決定を専門家の判断に委ねるのではなく、同世代の少年の判断に委ねる点にある。通常の裁判過程かティーンコートかを選ぶのは非行少年本人の意思に委ねられていること、矯正の方法を決定するにあたって、検察・弁護人・陪審のそれぞれを少年が務めること、非行少年自身が別の非行少年の問題克服方法を決定する過程へ関与することを通じて自己の行為を省察する機会が与えられること、地域社会の大人が広く矯正の機会の場を提供していること、などのさまざまな教育的配慮がなされている。

ここでポイントとなるのは、何が正当な社会規範なのかという内容だけではなく、むしろ社会規範の身体化をどのようにすすめるべきかという過程が問われていることである。民主的な決定手続に依拠しつつも、最終的判断は専門家に委ねることによって正義を保持しようとする伝統的な形態に対して、市民社会の構成員として十分な経験を積んでいない少年集団にあえて決定を委ねることで社会規範・自治意識を涵養するというもくろみは、ともすると素人判断によるブレや形骸化のみならず、同世代による決定であることを根拠として価値強制が行われる道具となる危険性をはらんでいる。

こうしたシステムは心理学のみならず、刑事政策、教育学などさまざまな観点から考察されてしまうべきであろう。本報告では専ら発達権行使する機会の保障という観点からこのシステムをとらえ、その可能性について検討することとしたい。

## L. コールバーグのジャストコミュニティにおける 正義とコミュニティの調和

荒木 寿友

一般的にコールバーグ (Lawrence Kohlberg) の道徳教育は、仮説ジレンマを用いて子どもに認知葛藤を生じさせ、道徳性を発達させる教育であることが知られている。彼にとっての道徳性とは、正義(justice)に関する思考、つまり公正さ、公平さ、相互性に基づいて、道徳的葛藤を調停していく際の思考の手続きである。コールバーグはこの道徳性を発達させるために仮説ジレンマを用いたが、これは仮説の物語するために子どもの現実の行為を変えるだけの現実性や切迫性がないことが問題視された。そこで発案されたのが、現実問題を扱って道徳性発達をねらうジャストコミュニティ(Just Community)である。

ジャストコミュニティとは、正義とコミュニティとの調和、子どもの権利を保障し、その道徳的成長を促すとともに、強力な集団の影響力をも導入しようとする道徳教育である。学校を正義に基づいたコミュニティ、つまり民主的に運営することによって、個人の道徳的成長だけでなく、集団における道徳的連帶や、道徳的雰囲気を高めようとするのである。この際重要なのが、正義とコミュニティとの関係である。ジャストコミュニティにおける正義は、道徳性発達に表される個人の正義と、民主主義に表される社会正義とに分けられる。一方、コミュニティとはケアすること、集団に対する福祉や責任の態度の発達を要求するものである。この両者は対話によって相互補完的な関係になる。つまり共感的な人間理解という態度に基づき、諸要求の対立を正義によって方向づけるのである。そのためには、まず相互尊重、つまり慈愛という態度に基づいたコミュニティ、および子どもの権利を保障する民主主義が必要とされる。それによって、他者との対話という相互交渉を通じて、普遍的真理へと接近していくのである。